

職業安全衛生条約

(正式名称: 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号))

目的

作業に関連した事故及び健康に対する危害を防止することを目的として、職業上の安全及び健康並びに作業環境について本条約を締結した国が一貫した政策を定めることを規定するとともに、国の段階における措置、企業の段階における措置等について定めるもの。

【背景】

・ILO基本条約(10件)の1つとして、2022年に新たに追加。1981年第67回ILO総会において採択。2025年2月6日時点で締約国はILO加盟国187か国中83か国。

主な内容

- 本条約を締結した国は、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した国の政策を定め、実施し、及び定期的に検討する。
- 使用者は、合理的に実行可能な限り、その管理の下にある職場、機械、設備及び工程が、安全かつ健康に対する危険がないものであることを確保することを要求される。
- 二以上の企業が同一の職場において同時に業務に従事する場合には、これらの企業は、この条約の適用に当たり協力する。
- 事業場における労働者代表は、職業上の安全及び健康の分野において使用者と協力する。

早期締結の必要性

- ① 本条約の締結により、これに規定される労働安全衛生に係る施策を講ずることが求められることとなり、国内における労働災害の一層の防止が期待される。
 - ② 本条約は、2022年にILO基本条約に加わっており、これを締結することで、国際労働基準を遵守する我が国の姿勢を改めて対外的にも示すことができ、また、労働安全衛生に係る規範の国際的な普及にも資する。
- ⇒ 労使ともに本条約の締結に賛同しており、早期締結が望ましい。